

出産祝金支給事業開始

新しい家族の誕生をお祝いします！

「妊婦のための支援給付交付金」と合計して30万円を支給

町では、将来を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子育て世帯の経済的な支援を目的として、今年度より出産祝金を支給します。

▼対象者

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの間に出生した児童を養育する方

※左記の支給要件をすべて満たしていること。

【支給要件】

- ・ 出産した日の3カ月以上前から利根町に住所を有していること
- ・ 対象児童を監護し、かつ、生計を一にしていること
- ・ 世帯の構成員の町税、国民健康保険税、介護保険料、保育所の保育料、児童クラブ費および上下水道使用料の滞納がないこと

▼給付金支給額

対象児童1人につき20万円

- ・ 1年目（出生した年） 10万円
- ・ 2年目 10万円

※別途、「妊婦のための支援給付交付金」が1人につき10万円（妊娠届出後5万円、出生届出後5万円）が交付され、合計30万円

▼申請方法

出産した日の翌日から50日以内に、子育て支援課に申請書を提出してください。（添付書類として、振込先の通帳などの写しが必要です。）

▼現況届の提出について

利根町出産祝金の支給が決定した方は、2年目の10月中に「現況届」の提出が必要です。

※対象児童が転出した場合は、受給資格を喪失します。

▼問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係
☎68・2211（内線144）



消費生活相談日より

災害に便乗した詐欺的トラブルに注意!!

地震や大雨などの災害発生後は、災害に便乗した詐欺や悪質商法などのトラブルが多数発生しています。被災地域だけでなく、被害のない地域でも十分に注意してください。

▼相談事例

・ 買い取り業者から電話がかかってきて「被災地に衣類や食器など何でもいりから届けたいので、不用品を買い取りたい」と言われ、来訪を承諾したが断りたい。

・ 台風で雨どいが壊れ、外壁も剥がれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめた。

・ 「〇〇市役所です。義援金を募っています。あとから職員が訪問します」と電話があった。

・ 災害復興支援団体を名乗り「震災で苦しんでいる人に義援金をお願いします」とのメールが届いた。

▼アドバイス

・ 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。

・ 「保険金を使って自己負担なく修理ができる」と勧誘されても、すぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

・ 公的機関が、各家庭に電話などで義

援金を求めることはありません。

・ 義援金を募っている団体などの活動状況や使用目的をよく確認し、納得した上で寄付をしましょう。

・ 不審に思ったとき、被害に遭ったときは、消費生活相談窓口へご相談ください。

（参考：国民生活センター・消費者庁）

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日

午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もぜひご利用ください。
毎週火・木曜日（要予約）
☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前9時～午後5時
（日曜日は4時まで）
☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）
土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時
☎188（いやや!）

※近隣の市町村へのご相談はご遠慮ください。

